

専攻分野の名称	文学
専攻の区分	歴史学

〈氏名〉

菅野 拓

テーマ名：

「梁書」における倭王武の進号問題について／臣下から「日出処天子」への変貌をもたらしたものは何か　～古田説の検討を中心として

キーワード科目：

日本史概説Ⅰ 東洋政治史 研究入門

要旨：

日中関係史、特に古代における倭国と中国の交渉は、中国側の史料によって解明される部分が多い。それは、取りも直さず、中国が政治的にも文化的に大国であって、豊富な文字史料を現代に残している事による。その古代の日中関係史にあつて、大きな出来事は「日出処天子」の登場であろう。それまでの夷蛮から中華への朝貢ではなく、対等、否、相手を「日没処天子」と下に見ての国交を倭国が展開したからである。倭国は、さらに進んで唐代には、白村江でこれと激突し惨敗するという歴史をたどるが、ここで注目すべきは、なぜ倭国は漢代以前からの忠実な臣下としての道を捨てて、中国と対等、対立への道を歩み始めることになるのかという問題の存在だ。これを、文献史学の立場から、解こうとした論者に古田武彦がいる。古田は、「史学雑誌」91巻7号(昭和57年7月)に論文「多元的古代の成立」を寄稿しているとおり、九州王朝説に立っていて、筆者もそれを支持する者だが、それは抜きにしても、この「日出処天子」の問題は一元史観論者(古代にあつては近畿天皇家が唯一、日本列島で中心的な権力を担っていたとする立場)にとつても避けて通れないはずである。古田は、この倭国の変貌について、史料上の根拠を提示して、解明を試みた。南朝梁の武帝による倭国軽視政策が、倭国をして南朝すなわち中国から離反させる契機となったとする論である。その根拠は、「梁書」倭伝で武帝は倭王武を鎮東大將軍から征東大將軍に進号させている。しかし、これは同時期に百済王が鎮東大將軍から征東大將軍に進号しているのに比して差別待遇だ(倭王武は大將軍ではないから)。よつて、この梁の不公平人事こそが倭国の離反の原因だとするのである。従来は、「梁書」倭伝の史料処理に際して、「大將軍↓將軍」の異動を進号と呼ぶのは矛盾するとして、「南史」倭国伝の記事を援用して、これを「大將軍↓大將軍」への進号と原文改訂して読んできたのである。拙稿では、「梁書」他の史料から用例を拾うという作業を基に、従来の安易な原文改訂が史料批判として十分な手続を踏んでいなかったことを示すと共に、古田説への疑問を呈することにより、「日出処天子」への変貌という大問題への序章を提起した。

テーマ名：

「梁書」における倭王武の進号問題について／臣下から「日出処天子」への変貌をもた
らしたものは何か　↳古田説の検討を中心として

キーワード科目：

日本史概説Ⅰ 東洋政治史 研究入門

専攻の区分	専攻分野の名称
歴史学	文学

〈氏名〉

菅野 拓

目次

一、大きな問題の所在(なぜ「日出処天子」に至ったか)	1
二、大きな問題の解としての「進号問題」(古田武彦の提起)	3
(1) 九州年号	3
(2) 進号問題	4
三、これまでの「進号問題」の扱い	5
四、古田説の検討	7
五、まとめに代えて(古田説への疑問)	12
付「所感」	15
注	16

一、大きな問題の所在(なぜ「日出処天子」に至ったか)

教科書でもお馴染みの「日出処天子致書日没処天子無恙」(日出る処の天子、書を日没する処の天子に致す。恙無しや)は、「隋書」の倭国伝に見える倭国から隋に宛てた国書の文言である。

通説は、この「倭(音はタイ)」を「倭」の別字とし、ここを倭国伝と読み替え或いは書き換えているが*1、両者は明らかな別字であり、安易な原文改訂は史料批判の方法として厳しく自戒すべきであろう*2。紀元前より連綿と中国と関係し続けてきた倭国は、隋の時点で、「倭国」と呼ばれていた或いは中国がそう呼んだと解さざるを得ないのである。

倭と倭の文字の問題は、直接は本稿と関わらないが、原文改訂の是非という点で敢えて冒頭に触れた。なお、倭国の名称は、「魏志倭人伝」の邪馬壹国と同じく、倭国という「上位語・広義語」に対しての「下位語・狭義語」として本稿では用いる。従って、本稿で倭国の歴史と言うときには、そこに倭国も含まれる。

さて、次のとおり「隋書」倭国伝には、国書の片言隻句を引くのみであるのが惜しまれる。大業三年は西暦六〇七年、煬帝の治世である。

大業三年、其の王多利思北孤、使を遣わして朝貢す。使者曰く、「聞く海西の菩薩天子、重ねて仏法を興すと。故に遣わして朝拜せしめ、兼ねて沙門数十人來たりて仏法を学ばしむ」と。其の国書に曰く、「日出る処の天子、書を日没する処の天子に致す。恙無しや」云々と。帝、之を覽て悦ばず。鴻臚卿に謂つて曰く、「蛮夷の書、無礼有り。復た以て聞こす勿かれ」と。

この箇所が、日本人の多くに痛快な感激を与え、聖徳太子による堂々の対等外交として喧伝されることになるのだが、これに対応する記事は「記紀」に見えず、且つ倭国王である多利思北孤(倭国伝は、後宮に女性が六七百人いると記す)を、即位することなく終わった聖徳太子に比定するのは、どう見ても無理である。管見は、古田武彦の九州王朝説に立つ。多利思北孤は筑紫に都した、九州の王者である*3。

しかし、仮に九州王朝説は一時棚上げてみても、「隋書」倭国伝の「日出処天子」の登場が、日中関係史の中で衝撃的事件のひとつであることは争いが無い。倭国に対してだけではなく、四囲の国々を夷蛮と蔑称して、朝貢という名の下での彼らの臣従を当然としてきた中国が、対等どころか「日出処」に対して「日没処」に置かれるという無礼な言辭を相手から蒙ったのである。しかも、国書を受け取った隋の煬帝は、征討軍を起こすこと

もなく、「復た以て聞こす勿かれ」と言うしか術がなかった。無礼な言辞の背景には、それに見合う国力と自信が倭国の側にあったことが見て取れる（事実、倭国伝には、「新羅、百濟、皆倭を以て大国と為し、珍物を多くして、並べて之を敬仰す。恒に通使往来す」と出ている）。

この事件への中国側の驚きも大きく、王輯五は「一般日本学者、往往以之為中日正式国交始。其実日本之通聘於我国久已行之、已如上章所述。特不過此時对隋固持对等国交態度、与以前之所謂貢使外交者不同。在日本外交史上、僅開一新紀元耳」*4、すなわち「日本の学者は多利思北孤の国書を以て日中の正式国交の開始ということが多いが、日中の国交は既に長らく行われており、この事件は以前の朝貢外交から対等外交に変わったという点で、日本外交史上の新しいエポックを開いたというに止まる」と聊か歯切れが悪いが、楊永良は「聖徳太子一直被認為是日本有史以来最偉大的政治家」の前置きの下に、「我們必須注意到両方面、亦即以世界文明中心而自豪的中華帝國心態、以及被視為蠻夷禽獸的新興國家為維護其自尊心所產生的反彈心理」*5、すなわち「われわれは二つの面から考える必要がある。つまり、世界文明の中心であるという自己中心的な中華帝國主義の存在という面と、これまで禽獸同様の野蛮人と見られていた新興國家に自尊心が芽生えて中国に反発するまじになったという面である」と、中華思想への反省と同時に、新興國家（まるでNIEsやNICsの如きである）という位置づけで倭国の台頭を評価している。聖徳太子を、日本の歴史上で最も偉大な政治家であるとする評価が、この「日出処天子」の衝撃を正直に物語っているよう。

いずれにせよ、倭国は朝貢外交と袂を分かったという点で、日中関係史の画期を為している訳である。ただ、ここで解せないのは、「後漢書」倭伝では東漢の光武帝から印綬を下賜され（紀元後五七年）、「三国志」魏志倭人伝では魏の明帝から親魏倭王の金印を戴き（二二八年）、さらに「宋書」倭国伝では「倭讚万里修貢、遠誠宜しく甄すべく、除授を賜うべし」と高祖から嘉された（四二一年）ように、綿々と続く時間の流れにあつて夷蛮の中の優等生であり続けた倭国が、なぜいきなり「日出処天子」となって現れたのかである。

有名な「宋書」に収められた倭王武の上表文を見ても、その優等生ぶりは目立っている。六朝文化の四六駢儷体で書かれた表は、かく始まる。

封国は偏遠にして、藩を外に作す。昔より祖禰躬ら甲冑を擐き、山川を跋渉し、寧処に違あらず。東は毛人を征すること五十五国、西は衆夷を服すること六十六国、

渡りて海北を平ぐること九十五国、王道融泰にして、土を廓ひろき畿を遐はるかにす。累葉朝宗して歳に愆あやまらず。

この「累葉朝宗、不愆于歳」の朝宗は、諸侯が春夏に天子に拝謁することで、倭王は代々その時期を失することがなかったと言うのは、中国の臣下たることを誇らしげに語ったものである。この四七八年の上表文の書き出しからは、六〇七年の「日出処天子」の出現は予想すらできない。

先の楊永良の新興国家としての台頭という視点は、非常に説得力に富むが、史料的には日中関係が徐々に変化してきたというのではなく、忠実な家来が、突然主人と対等以上の口をきいたという印象を受けるのが「隋書」倭国伝であり、一体両者の間に何があったのかという疑問が生じるのである。倭国は、次の唐に到っては、対等外交どころか白村江でこれと激突して大敗するところまで、中国と対抗していくことになる。一体、その過程には何があったのだろうか。文献史学からは、その辺りの事情を垣間見ることすらできないのだろうか。

二、大きな問題の解としての「進号問題」（古田武彦の提起）

この倭国の離反とも呼ぶべき問題に、史料の上からのひとつの解を与えたのが古田武彦である。これが以下に述べる「梁書」の進号問題である*6。

古田の場合は、先述のとおり九州王朝説に立つものだが、仮に古より隋に到るまでの倭国が近畿天皇家であったとしたところで、倭国の離反の問題は歴史学上避けて通れないはずだ。にも拘わらず、文献史学の分野で、つまり史料上の根拠を以てこれを論じたものは古田を嚆矢とし、古田以外の論を見ないと思われる。

ここでは、九州王朝説に立ち入るつもりはないが、古田の提起した進号問題を記すに当たって、いわゆる九州年号の存在に最低限触れておく必要がある。なぜなら、古田説にあって、進号問題は九州年号の考察から派生した面も持つからである。以下、古田武彦「九州王朝論―白方勝氏に答える」*7の要約である。

(1) 九州年号

鎌倉期に成立した「二中暦」*8その他の史料に、左のような九州年号と呼ばれるものが記録されている。その他の史料には、「風土記」伊予国逸文所引の湯岡側碑文の「法

興六年十月、歳在丙辰。我法王大王、与惠念法師及葛城臣、逍遙夷与村」*9の如きものまであり、九州年号が決して等閑視できない存在であるのが知れる。年号の下の括弧の中は、その元年の西暦と干支である*10。

継体 (五一七、丁酉)	善化 (五二一、壬寅)	正和 (五二六、丙午)
発倒 (五三一、辛亥)	僧聴 (五三六、丙辰)	同要 (五四一、辛酉)
貴楽 (五五二、壬申)	結清 (五五四、甲戌)	兄弟 (五五八、戊寅)
蔵和 (五五九、己卯)	師安 (五六四、甲申)	和僧 (五六五、乙酉)
金光 (五七〇、庚寅)	賢接 (五七六、丙申)	鏡當 (五八一、辛丑)
勝照 (五八五、乙巳)	端政 (五八九、己酉)	従貴 (五九四、甲寅)
煩転 (六〇一、辛酉)	光元 (六〇五、乙丑)	定居 (六一一、辛未)
倭京 (六一八、戊寅)	仁王 (六二三、癸未)	聖徳 (六二九、己丑)
僧要 (六三五、乙未)	命長 (六四〇、庚子)	常色 (六四七、丁未)
白雉 (六五二、壬子)	白鳳 (六六一、辛酉)	朱雀 (六八四、甲申)
朱鳥 (六八六、丙戌)	大和 (六九五、乙未)	大長 (六九八、戊戌)

年号とは、本来、中国の天子の専権事項であって、夷蛮がこれを弄ぶことなど許されないものである。にも拘わらず、倭国には九州年号が存在している。そして、その始まりは、倭国と南朝の断交の時期と重なっていると古田は説く。

西晋が三一七年に北方からの異民族の侵入を受けて滅亡して以降、漢族の王朝は揚子江の南を版図として命脈を保つことになり、東晋・宋・齊・梁・陳を南朝と呼ぶ（これに三国の呉を入れて六朝とする）。倭の五王で知られるとおり、倭国の南朝への朝貢は続けられるが、その下限は梁の天監元年（五〇二年）であり、それ以降、南朝の史料に倭国は登場しない。つまり、南朝との断交が九州年号の契機であると古田は考えたのである。

(2) 進号問題

では、倭国と南朝の断交は何が原因であるか。古田は、これには梁の武帝による倭国に対する差別待遇があり、その証左が次の進号問題だと言う。

a 戊辰、車騎將軍高句麗王高雲をして車騎大將軍に進号せしめ、鎮東大將軍百濟王餘大をして征東大將軍に進号せしめ、鎮東大將軍倭王武をして征東將軍に進号せしめ、鎮西將軍河南王吐谷渾休留代をして征西將軍に進号せしむ。（「梁書」武

帝紀中、天監元年)

b 齊の建元中、武を除して持節、督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事、鎮東大將軍とす。高祖即位し、武の号を征東將軍に進む。(「梁書」倭伝)

古田は、この記事から以下の如く考察した(古田の文章のまま引用する)。

右で「進めて」「進号」と言っているけれども、その実態は「降格」である。なぜなら、他の「百済王・新羅王」はいずれも「大將軍」だからだ。

それゆえ、右の記事以降、「倭王の記事」や「倭国貢献」記事は、一切現れない。しかし、百済・新羅の貢献記事は頻出している。そしてこの傾向は、陳書では全体を覆っている。すなわち、梁・陳両朝の「倭国軽視」政策により、

「倭国は、南朝から離れた」

のである。「五〇二」以降だ。そしていわゆる「九州年号」の「継体元年」が「五一七」に開始される。すなわち「時の暦」としての南朝年号を止め、自前の「倭国年号」を使用しはじめたのである。(従って、この「継体」は、「東晋・宋・齊」の「正しい国体(国のあり方)」を受け継ぐの意であるかもしれない)

要するに、「九州年号の開始時期」は「リーズナブル」なのである。^{*11}

このように古田は、梁の武帝による倭王武の降格という史料上の事実が、倭国の南朝からの離反、延いては中国に対して対等の「日出処天子」を生む直接の原因となったと指摘しているのである。

三、これまでの「進号問題」の扱い

さて、古田が指摘した「梁書」の進号問題は、従前どのように扱われてきたのだろうか。答えは拍子抜けするような内容である。そのような問題は、なかつたとして扱われてきたのである。^{*12}

例えば、評点本「梁書」中華書局では、武帝紀の本文を「鎮東大將軍倭王武進号征東大將軍」と改訂してしまい、次のような校勘記を付している。

a' 「征東大將軍」は、各本並「征東將軍」に作る。今、南史倭国伝に拠りて補う^{*13}。

また同書は、倭伝でも本文を「高祖即位、進武号征東大將軍」と同様の改訂を行った上

で、校勘記にこう記す。

b 「大」各本脱。南史倭国伝に拠り補う*14。

つまり、現在に伝わっている「梁書」の版本は、いずれも倭王武の新号（進号後の号）を征東將軍としているが、ここに脱字があるとして、「南史」を根拠として征東大將軍と書き直しているのが評点本「梁書」の立場なのである。

しかし、これは評点本だけの態度ではない。前掲の王輯五「中国日本交通史」は、倭王武の進号をこう評している。

齊代宋興。齊高帝開國之年（四七九年）、更進封倭王武為鎮東大將軍。梁武帝開國時、亦仿齊高帝之成規、進倭王武為征東大將軍。惟梁武帝即位時、為五〇二年。已距倭王武（雄略天皇）殂後十三年。故梁書東夷伝所載武帝冊封倭王武事、不足信也*15。

つまり、倭王武の新号が「征東大將軍」であることを前提とした上で、なお且つ「記紀」の雄略天皇の没年との考証から、「梁書」東夷伝自体が信を措けない内容であると断定しているのである。王輯五に、倭王武と雄略天皇が別人である可能性を探る視点がないのは残念だが（逆に、「梁書」の記事を以て「記紀」の雄略の没年を疑う立場もあり*16、これは両者を同一人とするものの非を示唆していようか）、「南史」に拠って「梁書」を改訂するという手法が、もはや意識に上らない程までに定着していることが伺える。

ところで、「南史」の倭国伝は、どのような記載になっているのだろうか。

齊の建元中、武を除して持節、督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事、鎮東大將軍とす。梁武帝即位し、武の号を征東大將軍に進む。（「南史」倭国伝）

全く「梁書」と同文で、ただ倭王武の新号が異なっているに過ぎない。「梁書」が高祖と言っているのを、「南史」が梁武帝と言ったのは、後者は南朝の通史であり、王朝名と帝号を明確に記載する必要があったからである。

ここで、そもそも「梁書」と言い「南史」と言い、いかなる史料なのか。それを概観しておく必要がある。両書とも、「二十四史」と称される正史の中に数えられている。

まず、「梁書」五十六巻は「陳書」三十六巻とともに、陳の姚察とその息子の姚思廉が撰じた史書で、唐の貞観十年（六三六年）に清書を終えている*17。父の姚察は陳から隋にかけての官僚であったため、「陳書」では陳の高祖である陳霸先の名をただ「諱」とのみ記した箇所があるなど*18、同時代史料の顔が見えて興味深い。これらは姚父子の私撰であって、官撰史書として計画されたものではなかった*19。

対する「南史」は、「北史」とともに、隋の李大師により編纂が開始され、唐初にその

息子の李延寿によって完成された。南北朝の各王朝の断代史*20に対する、南北の通史として編纂されたのがこの「南史」「北史」である。唐の顕慶四年（六五九年）には高宗の目に留まり、これを嘉して皇帝自ら序文を付すまでに至るが*21、こちらも私撰の史書として成立したものである*22。叙述の対象が長期に渡るといふ通史の宿命上、同時代史というにはやや成立年代が下がる。

断代史と通史である両者の関係は、後者が前者の要約であるといふので決してはなく、一方にあつて他方がない記事が多く見られることから、それぞれが独自の史料を基（もちろん同一の史料を基礎としている部分も多いはずだ）に編纂されたと考えられている。ただし、考証学の大家である清の趙翼の「二十二史劄記」で、「南史過求簡淨之失」と指摘されているように*23、通史である「南史」は分量的に断代史の半分の長さとして化している。

では、「南史」を以て「梁書」の倭王武の新号を訂正するといふ操作は、妥当性を有するのだろうか。評点本「梁書」校勘記には、何ら理由が付されていない。その理由らしきものを探していくと、「南史」倭国伝が、「梁書」武帝紀及び倭伝よりも史料的に勝っているといふことにはなくて、後者が倭王武を進号させながら、旧号の大將軍が新号ではただの將軍となつてゐるのが矛盾するといふ一点に帰着するようだ*24。「南史」倭国伝の新号を採用すれば、この矛盾は解決する。かくて、「梁書」で倭王武は目出度く大將軍に進号させられるのである。

だが、この原文改訂は説得力を有するのだろうか。次の古田説の検討のところで、触れることにする。

四、古田説の検討

最初に、古田の「梁書」の読み方を整理しておこう。

① 梁の武帝は、倭王武を鎮東大將軍から征東將軍に進号させた（このこと自体を、古田は降格だとは何処にも言っていない）。

② しかし、これは同時期に行われた高句麗王や百済王の進号が、これらを大將軍とするものであったことに比べると、実態は降格である。

注意しなければならないのは、古田は①の鎮東大將軍から征東將軍への「進号」を、それ自体では矛盾するものとして捉えていないようだという事である。②の他の夷蛮の王の進号と比較して、はじめて「降格」と評価されるという読解なのである。

つまり、これまで「梁書」の原文を改訂する立場は、「南史」を口実にしつつも、本音は「①のような大將軍からだだの將軍への進号などあり得ない」という前提に立っていた。古田は、その前提を真つ向から否定しているのである*25。

この古田の①の読み方が成り立つか否か（正確に言えば成り立つこと）を検証するのは簡単である。「梁書」の他の箇所にも、同様に大將軍を將軍とする進号記事があることを示せば足りる。やっかいなのは、そういう事例が皆無のときだが*26、他に類例が存在すれば、古田の①の読み方が肯定されることになる。

この類例探しをするに当たって、本稿では「梁書」「陳書」両書を検索の対象とした。既述のように、ともに姚父子の編纂した史書であり、時代が接続していて、筆法や史料処理が同一であると思われるのが表向きの理由だが、舞台裏を明かせば「梁書」には全く類例がなかったため、「陳書」にも手を伸ばすことになったのである。

まず基本的なことだが、進号とは昇進の場合に用いられていることが分かる。

(イ) 義之因りて輕兵を率いて追つて洛口に至る。斬首俘生、勝つて計うべからず。功を以て号を軍師將軍に進む。（「梁書」昌義之伝）

昌義之の前号は冠軍將軍であり、進号後の軍師將軍も大將軍ではないが、「以功進号」とわざわざ記しているからには、冠軍將軍よりも軍師將軍の方が格上なのだと解される。

この進号に対しては、「梁書」ではないが「陳書」に降号の語が存在する。

(ロ) 高祖即位し、号を車騎大將軍に進む。朝に還るを遅留するを以て、有司の劾する所となる。車騎將軍に降号す。（「陳書」章昭達伝）

右の例が示すとおり、○、○、○大將軍から○、○將軍への異動（○には同じ文字が入る）は、仮に降号の明示がなくともこれを降号と解すべきことは自明であろう。もしも、これを進号と書するような事例があったとすれば、それはもう理解の外である。

問題なのは、「梁書」の倭王武の如き×、×大將軍から△、△將軍への異動が、進号となる場合があるのかどうかである。以下、この「×、×大將軍から△、△將軍」への進号を、「倭王武型の進号」と呼ぶことにする。

残念ながら、「梁書」中には他に倭王武型の進号を見出すことが出来なかった。「梁書」の載せる進号は、いずれも次の三類型である。

a 將軍から大將軍への進号

b 大將軍から大將軍への進号

c 將軍から將軍への進号

なお、aの類型には、

a' 司空、征南將軍南平王恪を、征南大將軍、湘州刺史に進号せしむ。余は故の如し。
（「梁書」元帝紀）
のような、○、○將軍から○、○大將軍への異動と

a'' 征西將軍、開府儀同三司、荊州刺史鄱陽王恢を驃騎大將軍に進号せしむ。（「梁書」武帝紀下）

のように、△、△將軍から×、×大將軍への異動の二つが認められる。

また、bとcの類型については、特にcについて、

c' 普通七年、出て使持節、都督荊湘郢益寧南梁六州諸軍事、西中郎將、荊州刺史と為る。中大通四年、号を平西將軍に進む。大同元年、号を安西將軍に進む。三年、号を鎮西將軍に進む。（「梁書」元帝紀）

c'' 閏月四月、安西將軍、荊州刺史湘東王繹を鎮西將軍に進号せしむ。（「梁書」武帝紀下）

c''' 庚午、鎮南將軍、江州刺史陳伯之を征南將軍に進号せしむ。（「梁書」武帝紀中）
のような事例が見られ、方位に続く文字の「平→安→鎮→征」といった順に將軍号の格が上がっているものと思われる。bの大將軍間の進号の類型についても、既述の百済王の「鎮東大將軍百済王餘大をして征東大將軍に進号せしむ」（四頁冒頭）の例は、この順に合致する。

そもそも、梁の官制はどうなっていたのか。惜しむらくは、「梁書」に百官志を欠くため、それを探るには前朝の「南齊書」百官志を参照するしか手だてはない。しかも、その百官志は、冒頭に「齊は宋の禪を受け、事は常典に遵う。既に有司の存し、偏廢する所無し。其の余は史注に散在するも、多く已に筌拾せんしゅう（筌は竹を編んで作った魚を捕る道具）され、覽る者は知り易し。重ねて述べず」とあって、極めて簡略な内容になっているのである。それによると、將軍号は左の記載がある。

特進 位は公に従う。 / 諸開府儀同三司 / 驃騎將軍 / 車騎將軍 /
衛將軍 / 鎮軍將軍 / 中軍將軍 / 撫軍將軍 / 四征諸軍 東西南北
/ 四鎮將軍 凡そ諸將軍に大の字を加えるは、位は公に従う。開府儀同は公の如し。

凡そ公督府は佐を置く。長史、司馬各一人。諮議參軍二人。諸曹に録事、記室、戸曹、倉曹、中直兵、外兵、騎兵、長流賊曹、城局、法曹、田曹、水曹、鎧曹、右戸、十八曹あり。局曹以上は、正參軍を署す。法曹以下、行參軍を署す。各一人（以下

略)。／ 四安將軍 ／ 四平將軍 ／ 左、右、前、後將軍 ／ 征虜將軍 ／ 四中郎將 晉の世、荀羨、王胡之並びて此の官に居る。宋齊以来、唯諸王をして処らしむ。素族の無為なる者なり。／ 冠軍將軍 ／ 輔國將軍 ／ 寧朔將軍 ／ 寧遠將軍 ／ 龍驤將軍 （*紙数節約のために各將軍号間に「／」を入れたが、原文は將軍号ごとに改行している。「／」は改行に相当する）

これらの列挙が、上位から下位に至っているとするとするのならば、先の「平↓安↓鎮↓征」という昇格は、この百官志に合致する。また、当然だが、進号は昇進を意味するということが、「南齊書」百官志からも伺えるのである。

いずれにせよ、「梁書」に倭王武烈の進号が他に存在しない事実は、古田の提起の根拠を揺るがすもので、すなわち通説どおり原文の誤りではないかという推定が強く働くことになる。

だが、「梁書」には次の事例が存在した。聊か長文の引用になるのは、大將軍から將軍への異動が栄転となっていることを示すためである。

普通三年、領軍將軍に遷り、侍中を加う。六年、軍師將軍と為り、西豊侯正徳と与に北のかた渦陽を伐つ。輒ち師を班して、有司の奏する所と為る。官を免じ爵を削らる。七年、起ちて宗正卿と為る。八年、封爵を復す。尋いで左衛將軍に除せられ、歩兵校尉を領す。大通元年、侍中、中護軍に遷る。時に渦陽始めて降り、乃ち藻を以て使持節、北討都督、征北大將軍と為し、渦陽に鎮せしむ。二年、中權將軍、金紫光禄大夫と為り、左史を置き*27、侍中を加う。三年、中軍將軍、太子詹事と為り、出て丹陽の尹と為る。高祖毎に歎じて曰く、「子弟並迦葉の如くんば、吾復た何をか憂えん」と。迦葉は藻の小名なり。入りて安左將軍、尚書左僕射と為り、侍中を加う。藻固辞して就かず。詔して許さず。大同五年、中衛將軍、開府儀同三司、中書令に遷る。侍中、故の如し。（「梁書」長沙嗣王業伝に付されたその弟蕭藻の伝）

蕭藻は、高祖武帝の兄の子に当たり、梁の宗族である。普通六年（五二五年）、梁は北魏の渦陽県に兵を進めるが、軍師將軍として指揮を執った蕭藻は、退却の罪に問われて免官となった。が、その後、官途に復帰して昇進を重ねて行く。武帝の蕭藻を賞賛した言葉が、その厚遇を遺憾なく示しているよう。復帰して以降の將軍号に関しては、「左衛將軍↓征北大將軍↓中權將軍↓中軍將軍↓安左將軍↓中衛將軍」で、大將軍は初期に一つしかない。繰り返すが、この異動は昇進と解せざるを得ないのだ。

因みに、征北大將軍から後に注目すると、中權將軍と安左將軍は前記の「南齊書」百官

志に見えないが、中軍將軍と中衛將軍（衛將軍という表記）は、東西南北の四征諸軍の上位に置かれている。つまり、下位の將軍号に「大」を付したもののよりも、上位の將軍号に大のないものの方が格上なのではないか、という考え方が生まれるのである。これを本稿では、便宜「官制順不動の原則」と呼ぶことにする。

とにかく蕭藻伝には、進号の語は見えないけれども、「左衛將軍↓征北大將軍↓中權將軍↓中軍將軍↓安佐將軍↓中衛將軍」の流れは昇進であることを文脈は語っているのである。ということは、進号と昇進を同義と捉えるのなら、旧号には大があり新号には大がないといった具合に、字面からは大変奇妙な印象を受けたとしても、「××大將軍から△△將軍へ」の進号も成立するのではないか*28。

ここで、いよいよ「陳書」の登場である。「陳書」には、ただ二例だが、倭王武型の進号記事が存在するのである。

d 丁酉、中軍大將軍、開府儀同三司、護軍將軍淳于量を南兖州刺史と為し、車騎將軍に進号せしむ。（「陳書」宣帝紀）

d' 高祖禪を受け、持節、散騎常侍、平西大將軍を授け、鼓吹一部を給う。都督、刺史、竝故の如し。尋いで鎮南將軍に進号せしむ。仍都督、鎮西大將軍、開府儀同三司を授く。世祖位を嗣ぎ、征南大將軍に進号せしむ。（「陳書」淳于量伝）

右の二者は淳于量の官途だが、dは「中軍大將軍↓車騎將軍」の進号であり、まさに倭王武型の進号である。そして、これを「南齊書」百官志に当てはめてみれば、車騎將軍は中軍將軍の上位に存在しており、下位の將軍号に「大」の字を付加しても、上位の將軍号よりは下位に居るといふ官制順不動の原則の存在が、ここでも伺えるのである。

同じくd'も倭王武型の進号で、「平西大將軍↓鎮南將軍」となっている。これも、「南齊書」百官志では、鎮南將軍は平西將軍の上位にあるから、官制順不動の原則に従っていると言えようか*29。

気になるのは、このdとd'の箇所が、「南史」ではどのように記されているかである。

① 〈dに相当〉 周の吳明徹を獲えるに及んで、乃ち量_{リキ}を以て都督水陸諸軍事、車騎將軍、都督、南兖州刺史と為す。（「南史」淳于量伝） *前号は文脈から不明である。

② 〈d'に相当〉 二月辛酉、平西將軍、桂州刺史淳于量に、鎮西大將軍、開府儀同三司を加う。（「南史」陳本紀上武帝）

③ 〈d'に相当〉 武帝禪を受け、位を鎮西大將軍、開府儀同三司に進む。（「南史」淳

干量伝) *前号は文脈から不明である。

かくのごとく、「南史」では、「陳書」が倭王武型の進号を記した箇所について、いずれもこれを採用せず、且つ、右の②では、「陳書」が「平西大將軍↓鎮南將軍↓征南大將軍↓鎮西大將軍」とした進号を、「平西將軍↓鎮西大將軍」と異なる記載をしている。倭王武の進号と同様、「南史」はここでも断代史と異なる記載になっているのだ。

以上のとおり、「陳書」には倭王武型の進号が存在することがわかった。そして、「梁書」にも進号の表現こそ無いものの、類似の昇進事例(蕭藻)があることがわかった。そして、それらは「南齊書」百官志の官制順不動の原則に立っているらしいこともわかった。これは取りも直さず、「梁書」の倭王武の進号が、この官制順不動の原則を踏まえたものであったとするのならば、従来の大將軍から將軍への進号を不可解として、「南史」を援用して原文を改訂する立場の土台を覆すことになる。

もう一度、「梁書」の倭王武の進号を確認しよう。

〈倭伝〉 鎮東大將軍倭王武を征東將軍に進号させた。

〈武帝紀〉 右同

これを九頁の「南齊書」百官志に重ねてみると、同志では征東將軍(四征將軍の一)は鎮東將軍(四鎮將軍の一)よりも上位にある。官制順不動の原則、つまり下位の將軍号に「大を付したもの」よりも、上位の將軍号に「大のないもの」の方が格上であるという考え方をを用いるのならば、倭王武の鎮東大將軍から征東將軍への異動は「進号」と呼んで何ら問題ないものなのである。

結論。倭王武型の進号を矛盾ありとして、安易に「南史」を以て「梁書」の原文を改訂する行き方は、史料批判の方法として必要にして十分な手続を踏んでいない。よって、古田の提起した①②の問題(七頁)は、検討すべき重要な課題である。「梁書」の倭王武の進号記事は、原文のまま読むべきである。

五、まとめに代えて(古田説への疑問)

実は、ここまでで本稿は、古田説の完全な検討を終えていない。古田説の入り口が成り立つ可能性を示したに過ぎない。だから、「まとめに代えて」という終章を用意した。

積み残した問題のひとつは、ある同一事象に対して、断代史と通史が異なる記載をしていることである。これ自体、文献史学では等閑視できない(してはならない)はずだ。そ

して、もうひとつのより大きな問題は、「梁書」の倭王武の進号記事を原文のままとした場合、果たしてそれが倭国の南朝からの離反をもたらした原因であったのか、という古田説の根幹に関わる部分である。紙数の制限と、それにも増しての筆者の勉強不足から、本稿では問題の入り口に立ったことを述べたに留まったが、これからの研究課題である倭国の離反から「日出処天子」への変貌という道筋において、古田説はその前提を再検証する必要があるというのが、このより大きな問題に関しての筆者の結論である。

拙論をまとめるに際して、「梁書」「陳書」の紙面をひたすら進号の文字を追いかけて辟易したり、「南史」にも少しく足を伸ばし、また「南齊書」「宋書」も或る程度は嚙るといふ日々の中で、皮肉にも、どうも古田説は成り立たないのではないかという心証が芽生えてきたのである。「梁書」原文の倭王武の進号記事が正しいとして、その高句麗や百済との差別待遇が倭国の南朝からの離反の原因ではなく、倭国の南朝からの離反が先にあり、その結果として梁による倭王武への差別待遇が生じたのではないか。それが筆者の漠然とだが得た心証なのである。つまり、原因と結果が古田説とは逆なのだ。

その一番の理由は、倭国の中国への朝貢の下限を梁の天監元年（五〇二年）とする古田の見解への疑いである。「陳書」に倭国の記事が皆無であることは争いがないとして、実は南齊にも梁にも倭国は一度も朝貢していないのではないか、と思われるのだ。

梁の武帝による倭王武の進号は、倭国の使が来朝したという記事もなく、即位とともに一方的に発せられている。使を倭国に派遣したという記事もない。梁の武帝の倭王武に対する進号の詔は使者に託されることもなく、板にだけ記されてそのまま残ったのではないか^{*30}。しかのみならず、「梁書」には、倭国の朝貢記事は一行も見えないのである。

そして、前代の「南齊書」にも倭国の朝貢記事は皆無である。あるのは、建元元年（四七九年）の高帝による進号記事だけだ。倭国伝全文も、「倭国は、帶方東南の大海島中にあり。漢末以來、女王を立つ。土俗は已に前史に見ゆ。建元元年、進んで新たに使持節、都督倭新羅任那加羅秦韓六国諸軍事、安東大將軍、倭王武を除して、号を鎮東大將軍と為す」の如く短い。倭国は、南齊の時点で既に南朝への朝貢を止めていたのではないか。「南齊書」百濟伝が、倭国伝に比して遙かに長文で（但し冒頭の部分が失われている）、同国から南齊への遣使が明記されていることと比しても、倭国不朝貢は首肯できる解釈である。

前掲の王輯五（二頁）の「中国日本交通史」も、倭国の南朝への入貢は、宋の順帝の昇明二年（四七八年）を最後とする見解に立つ。「宋書」によれば、劉裕の建国以来、五十八年間続いた宋の時代に倭国は十回遣使していて、その最後が倭王武の上表文を伴うもの

であった。次代の「南齊書」以降には、かかる入貢記事は全く見えず、これは倭国の遣使がなかったと理解するのが自然だ。つまり、倭国の南朝への朝貢の下限は、古田の梁の天監元年（五〇二年）ではなく、宋の昇明二年（四七八年）なのである。朝貢記事という史料上の事実を追う限り、倭王武の上表文を最後に倭国は南朝から離反していたのである。とにかく、倭国の南朝との接触の下限を梁の武帝の五〇二年とする古田説は、史料的根拠を欠くと言っても過言ではなさそうだ。

古田説のもうひとつの難点は、梁の武帝の倭王武に対する進号が差別待遇であったとして、なぜ梁は倭国を差別しなければならなかったのか、が語られていないことである。直接の史料が存在しないのはやむを得ないとしても、当時の東アジアの状況から梁が敢えて倭国を除け者にする理由は見当たらない。

古田が倭国よりも優遇されているとする百済は、「(延興)五年、安等を東萊より海に浮かべて使わす。余慶に璽書を賜い、其の誠節を褒む」(「魏書」百済伝。四七五年)のように、早くから南北朝両属の方針を選択しており、南朝の梁がこれを優遇して敢えて倭国を嫌うというのはそれなりの理由が必要だろう。

宋末を、倭国の入貢の下限とするとき、王輯五は、この倭国の御無沙汰を「南北朝の末葉、割裂紊乱、国威陵夷す。日本の貢使遂に絶つ。隋文帝の全国を統一するに及ぶに追って、兵威遠く遼東に達し、高麗、百済相継いで入貢す。是において日本亦た使節の派遣有り」*31と、中国の戦乱が倭国の朝貢を難しくしたとしている。物理的理由である。

しかしこれは、蜀や楚の地を北朝に奪われ、中華の三分の一弱を辛うじて保つに過ぎなかった陳の後主に対してすら、百済が「戊寅、百済国使を遣わして方物を献ず」(「陳書」後主本紀。これは五八八年の出来事で、翌年に陳は北朝の隋に滅ぼされる)と現れることを以てしても、倭国が遣使できなかったというのはおかしい。百済はこの陳代に、「是の歳、新羅、百済、勿吉、突厥、並びて使を遣わして朝貢す。周に於いては建徳元年と為す」(「北齊書」後主本紀。五七二年)と、政治的判断で北朝にも遣使しており、倭国がただ戦乱という物理的理由で中国から遠ざかったというのは、腑に落ちないのである。

倭国は、自らの政治的判断で、倭王武の上表文を最後に進んで南朝との関係を絶った。史料上は、そうとしか考えられないのである。梁の武帝の倭王武への進号が、差別的待遇であったとすれば、それは他の夷蛮と異なり、倭国が早くから中国への朝貢(臣従)を疎かにしていたことに対する反応だったのではないか。

本稿は、古田説の検討を通じて、安易な原文改訂の非に警鐘を鳴らしたことで、その任

に代えさせていたきたい。勿論、それは同時に、臣下から「日出処天子」への変貌をもたらしただけのもの何か、という大問題の序章としての任である。

最後に、所感を付す。本稿の作成作業を進める中で、「日出処天子」への萌芽は、倭王武の上表文にあったという思いが次第に強くなってきた。ここにその後半を抄録する。

興死して弟武立つ。自ら使持節、都督倭百濟新羅任那加羅秦韓慕韓七国諸軍事、安東大將軍、倭国王と称す。順帝の昇明二年、使を遣わして上表して曰く「…而るに句麗無道にして…(略)…今に至りて、甲を練り兵を治め、父兄の志を申べんと欲す。

義士虎賁、文武功を効し、白刃前に交わりともまた顧みざる所なり。もし帝徳の覆戴を以て、この疆敵を摧き、克く方難を靖んぜば、前功を替えることなけん。窃かに自ら開府儀同三司を仮し、その余も咸假授して以て忠節を勸む」と。詔して、武を使持節都督倭新羅任那加羅秦慕韓六国諸軍事、安東大將軍、倭王に除す。(「宋書」倭国伝)

二頁に冒頭を引いた上表文は、齒の浮く程へりくだった名調子で始まるが、後半、「窃かに自ら開府儀同三司を仮し」という、捉えようによっては「一の子分」たる分をわきまえた最上の謙辞なのか、あるいは厚かましくも官位の強要なのか判然としない語句にぶつかる。且つ、倭王武はその他の官位も自らに假授して忠勤に励んでいると語るように、使持節、都督倭百濟新羅任那加羅秦慕韓七国諸軍事、安東大將軍、倭王を勝手に名乗って遣使してきたのである。倭国伝本文には書かれていないが、当然、開府儀同三司も自称に含まれていたはずである。そう解さないと「窃自假開府儀同三司、其余咸假授以勸忠節」の文意が不通となる(「其の余も咸」とは、「開府儀同三司以外も咸」の意味である)。

一般にこの箇所は、中国側が百濟に関する部分を除いて、倭王武の要求を聞いたとされている。だが、開府儀同三司について、中国側が拒んでいることこそ重要だ。むしろ九頁所引の百官志(南齊は宋の官制を踏襲)で諸將軍の上に位する開府儀同三司こそ、倭王武の要求の中心だったはずだ。それを、宋側は斥けたのである。倭王武の面子は丸潰れだ。

連想は、「宋書」の撰者である梁の沈約に飛ぶ。彼は、友人の除勉を通じて武帝に開府儀同三司に除せられんことを請うたが、許されなかった。沈約の官位ねだりの性癖を、別の機会に武帝は「卿の言、此の如くんば、是れ忠臣たるか」と激怒している(「梁書」沈約伝)。倭王武の上表文に対して、宋側に似た感情があったとしても不思議ではない。

開府儀同三司を要求した倭国の側には、北半分を倭国と同じ夷蛮である索虜に奪われた落日の中華を見くびる気風が、既に芽生えていた。さらに開府儀同三司を容れられなかったことで、不満は対抗心へと変化していく。さあ、「日出処天子」への胎動である*32。

- *1 石原道博編訳「新訂魏志倭人伝他三編」岩波文庫（一九八五年）、評点本「隋書」北京中華書局（北京、一九七三年）も倭国伝と書き換えている。
- *2 古田武彦「失われた九州王朝」朝日新聞社（一九七三年）に、この問題が詳しい。
- *3 注2の前掲書。なお、インターネット等で、古田の九州王朝説を「査読のある学術雑誌には論文掲載がされることのないトンデモ説」とする中傷が見られるが、古田の「多元的古代の成立」が「史学雑誌」九一卷七号（一九八二年七月）に収録されていることを念のため付記する。
- *4 王輯五著「中国日本交通史」台湾商務印書館（台北、一九七五年）の五二頁。
- *5 楊永良著「日本文化史」到良出版社（台北、二〇〇八年）の五六頁。
- *6 古田の「進号問題」の初出がいつであるのか、確認できず。
- *7 古田武彦直接編集「なかつた真実の歴史学」創刊号、ミネルヴァ書房（二〇〇六年）所収論文
- *8 尊経閣善本影印集成。内容は、平安後期に成立した掌中暦と懐中暦による。
- *9 日本古典文学大系「風土記」岩波書店（一九五八年）、四九五頁。
- *10 この一覧は古田武彦著「奪われた国歌『君が代』」情報センター出版局（二〇〇八年）の二〇四頁から作成。九州年号では、その名称や存続期間に諸本で異同があり、これは「二中暦」を基本に作成された一覧である。
- *11 この十一行は、注7の「なかつた真実の歴史学」二三頁以下の直接引用である。
- *12 魏晋南北朝史の碩学である川勝守の「日本国家の形成と東アジア世界」吉川弘文館（二〇〇八年）でも、全く触れられていない。
- *13 北京（一九七三年）の五九頁
- *14 八二〇頁。
- *15 同書四三頁。
- *16 武内義弘著「抹殺された倭王たち」理想社（二〇〇四年）九〇頁は、その一例。
- *17 前掲評点本「梁書」の出版説明。
- *18 本紀第二の冒頭。評点本「陳書」中華書局（一九七二年）の三一頁は、校勘記を付して「霸先」に改訂。
- *19 「旧唐書」の列伝二十三に所載の姚思廉伝によると、勅命により梁陳二代の史書編纂を命じられた魏徵が、姚思廉の「梁書」「陳書」の一部に史論を付してこれに充てたことが見える。

*20 南朝には「宋書」「南齊書」「梁書」「陳書」、北朝には「魏書」「北齊書」「周書」「隋書」の各断代史が存在する。

*21 評点本「南史」中華書局（一九七五年）出版説明。

*22 「旧唐書」の列伝二十三に所載の李延寿によると、彼は官命により「晋書」の編纂に当たったが、「南史」「北史」は官撰ではない。

*23 卷十。

*24 ウィキペディア「倭の五王」の脚注2（二〇〇八年九月時点）。

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%80%AD%E3%81%AE%E4%BA%94%E7%8E%8B>

*25 ただし、古田には珍しく、何らその根拠（つまり同様の進号記事が他にあること）を示していない。

*26 他に例がないことで、そのまま原文の誤りと言い切れるか非常に微妙である。

*27 原文「置左史」。これを「左史に置く」と読むのは、左史は、もともとは言を記録する賤官であることから疑問。自らの属僚として、左史を置くことができる身分を意味すると解した。前出の「南齊書」百官志に將軍の属僚が示されている。この類か。

*28 「南史」列伝四十一にも蕭藻の伝があるが、こちらは趙翼の「南史過求簡淨之失」と言うべきか、藻が征北大將軍になったことなど一切書かれていない。

*29 ただし、dは、「陳書」淳于量伝では、「七年、徴されて中軍大將軍、護軍將軍と為る。：略：十年、吳明徹の陷没するや、量に使持節、都督水陸諸軍事、仍散騎常侍、都督南北兗譙三州諸軍事、車騎將軍、南兗州刺史を授く。余は竝故の如し」とあって、進号の表記はない。また、d'は、「陳書」本紀高祖下では、「二月、辛酉、桂州刺史淳于量を開府儀同三司と為し、鎮西大將軍に進号せしむ」とのみ記されていて、「平西大將軍↓鎮南將軍」の記事は省かれてる。

*30 詔は板に記される。侯景の乱の太清二年（五四八年）の記事に、「時に邵陵王東奔して錢唐に至り、之を聞く。板を遣わして嶮に征東將軍を授け、秩中二千石を加う。嶮曰く、『朝廷危迫し、天子蒙塵す。今日何の情か、復た榮号を受けんや』と。板を留めるのみ。」（「梁書」張嶮伝）

*31 前掲書五一頁

*32 二十四史の検索に際しては、中華書局評点本と台湾商務印書館百納本を用いた。